

★いよいよ働き方改革が4月から施行されます

働き方関連法のタイムスケジュールは次のとおり。

大企業	中小企業	項目
2019.4	2019.4	年次有給休暇の年5日取得 義務
		労働時間の客観的な把握 義務
		産業医・医業保健機能の強化
		勤務間インターバル制度の導入促進
		フレックスタイム制の拡充
	2020.4	高度プロフェSSIONAL制度を創設
	2020.4	残業時間の上限規制
	2021.4	同一労働同一賃金
施行済	2023.4	月60時間超の割増率引上げ

特に「年次有給休暇の年5日取得義務」は一部のパートにも該当するので、週所定労働日数や勤続年数の確認をし、年次有給休暇管理簿もご用意下さい。また、就業規則への記載も忘れずをお願いします。

★「労働者代表」問われる正当性

就業規則を監督署に届ける「意見書」や、「協定」を締結する場合の「労働者代表」の選出方法が正しいかが最近の裁判で問われ、協定の無効が相次いでいる。基本的には過半数が加入する労組が代表になるが、労組がない場合は労使協定の度に投票や挙手などを実施し、代表を決め労働者の意見とする。「不当な代表者が結んだ協定」とならないよう注意しましょう。

★勤務医の労務管理一斉点検

厚生省は全国 8,300 あるすべての病院を対象に労働基準法に基づく勤務医の労務管理ができていないかを点検する。36協定の締結状況などを調べ不適切な実態が判明した病院に対しては是正を促し、勤務医の長時間労働問題の対策を進める。

昨年実施した厚生労働省の調査では、勤務医の在院時間を客観的に管理する仕組みについて、4割の病院が「検討に着手していない」と回答し、このうち約半数が「問題が生じておらず必要がない」とした。医師であっても、残業をさせる場合には36協定を締結する必要があるが、「締結しておらず、必要もない」と答えた病院が約1割あった。

★外国人材保護へ監視強化

政府は外国人受け入れを4月から拡大することに合わせて政省令を公布した。4月から導入する新たな在留資格「特定技能」で働く外国人については、原則として預金口座に報酬を支払い、定期的な報告を地方出入国在留管理局にするように企業に義務付ける。従来の制度に比べて政府が雇用実態を監視しやすくなるため、外国人労働者の保護につながる。

初年度は最大47,550人、5年間で約345,000人の受け入れを見込んでいる。

【特定技能制度は外国人保護を強化】

技能実習(従来の制度)	特定技能(新制度)
賃金は通貨払いが原則	預貯金口座への支払いが原則
報酬は契約書を確認。支払額は確認せず。	賃金台帳や証明書の提出で支払い額を確認
不払いには罰則や受け入れ停止も	不払いには罰則や受け入れ停止も
支援計画は作成せず。相談のみ	支援計画を義務付け、指導・助言。支援責任者などを選任

※特定技能とは、人手不足の14業種を対象に新たに設ける在留資格。単純作業の1号は最長5年で家族の帯同は認めない。高度な試験に合格した2号は、長期の就労や永住が可能で家族の帯同も認められる。

★管理薬剤師複数地域で兼務

厚生省は、薬局の管理職にあたる管理薬剤師について、複数の薬局を兼務できるよう2019年度中にも規制を緩和する方針。薬剤師は人手不足となっており、人員配置を柔軟にできるようにし、地方の店舗網を維持し、患者が不便にならないようにする。業界再編が促される可能性もある。



白い桜